

## ○熊本市空家等対策計画（第2次計画） パブリックコメント結果

実施期間 令和5年（2023年）12月25日～令和6年（2024年）1月24日

募集結果 3名から8件の意見をいただいた

		素案関連 ページ	意見	最終案への対応案
1	管理不全空家等・特定空家等の適正管理・除却を促進するための施策	p 33	熊本市LINE公式アカウントに「市民通報」機能がありますので「提供いただく通報情報」に、窓ガラスが割れたりして人が住んでいないと思われる家や地震が起きたら道路側に倒壊しそうな外壁などの危険物を市民通報機能で通報出来るように検討してほしい。	◎ <b>最終案 p 39</b> に記載 修正はないが、この記載部分にて対応。 市民からの空家等に関する情報について、熊本市LINE公式アカウントの「市民通報」機能等、様々な手段で収集できるよう検討する。
2	国の動向	p 19	相続登記の義務化についても記載すべきではないか。	◎ <b>最終案 p 19</b> に記載 説明文中に、「令和6年（2024年）4月1日からは相続登記の申請が義務化されます。」と記載。
3	計画改定の方向性	p 21	「⑦関係部局の施策との連携」は、「⑦関係部局の施策と連携した空き家の発生抑制や利活用の促進」とすべきではないか。	◎ <b>最終案 p 21</b> に記載 説明文中の表現を、「⑦関係部局の施策と連携した空き家の発生抑制や利活用等の促進」と記載。
4	連携体制の強化について	p 22、24	基本方針4 連携体制の強化の説明文は、「行政の関係部局や地域・関係団体等との連携体制の強化」とすべきではないか。	◎ <b>最終案 p 22、24</b> に記載 説明文中の表現を、「地域・関係団体等や行政の関係部署との連携体制の強化」と記載。
5	死亡届提出時の働きかけ	p 27	相続登記の義務化についてももう少し強調すべきではないか。	◎ <b>最終案 p 28</b> に記載 説明文中の表現を、「相続登記の義務化が開始され違反した場合は過料の適用対象となること」と記載。
6	高齢者等にわかりやすい広報	p 30	本計画そのものについても高齢者に見易く分かり易くすべきではないか。（文字の大きさや色使いの工夫）	<b>概要版にて対応</b> 本計画が高齢者等にも見やすく、わかりやすくするため、概要版にて文字の大きさや色使いについて工夫する。
7	補助対象区域の検討	p31、32	計画中に、「各種ハザード情報を踏まえ、より安全な地域の空き家の活用を促進します。」等の表現を追記すべきではないか。	◎ <b>最終案 p 39</b> に記載 説明文中の表現の、（5）まちづくりとの連携に、「地域特性や各種ハザード情報等を踏まえながら」と追記。
8	空家等実態調査について	-	管理不全空家、第8次総合計画に対応する見直しということで2018年のデータと追跡調査に基づく2022年の推計をもとにしているが、新年度の住宅・土地統計調査を得て、最新の調査・データのエビデンスに基づく見直しを行ってほしい。 「空家等」の数は、居住誘導区域とそれ以外の2分類しか示されておらず、中心市街地域や15地域拠点ごとの数値等も、人口減少・少子高齢化に対応する地域のまちづくりのエビデンスとして示される必要がある。 全戸数が空家の共同住宅・長屋のみが「空家等」の対象とされているが、その予備群である1, 2戸のみが稼働する共同住宅・長屋には、放置されて荒廃する事例が多く、それらへの対応も必要となっている。 4年後の追跡調査から1/4の解体が見られたように、空地が増え、空家も空地も増えるスポンジ化の進行が強まっており、地域住民への生活サービスの提供、インフラの維持更新の観点からもこれからのまちづくりはもちろん、市街地整備、居住誘導、住宅政策、移動円滑等と連動し、空家・空地に包括的に対応する施策の用意が急務である。	◎ <b>最終案 p 48</b> に記載 今計画では、市内全域の空家等の数を把握するため、平成30年（2018年）の実態調査において使用した水道閉栓データを基に、令和4年（2022年）時点の増減から推計値を算出した。 ご意見のとおり、空家等対策計画は、庁内関係部局等との連携による施策の展開が必要である。 そのため、中心市街地域、15地域拠点等地域ごとでの空家、空家等の数につきましては、方法等を含めて実態調査の実施を検討する。 併せて、説明文中の表現についても「計画期間内に空家等実態調査や所有者等へのアンケート調査等の実施について、方法等を含めて検討し、計画の最終年度である8年目の令和13年度（2031年度）には、総合的な評価・検証を実施します。」と修正した。